

別 紙

答申第 6 号

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

山形県知事の決定は妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成 13 年 4 月 24 日、山形県情報公開条例（平成 9 年 12 月県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、山形県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「最上地方事務所農村整備課が所管した工事施工にかかる平成 11 年 1 月 1 日から平成 13 年 4 月 15 日の間に実施した入札についての入札結果調書及び予定価格書」の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、平成 11 年 1 月 1 日から平成 13 年 4 月 15 日の間に入札を実施した旧最上地方事務所農村整備課及び最上総合支庁農村計画課所管の工事に係る 入札調書、 予定価格書を特定した上で、これらのうち、次の「(1)開示をしない部分」を除いて公文書を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、次の「(2)開示をしない理由」を付して、平成 13 年 5 月 23 日付け総第 116 号公文書一部開示決定通知書により、同日、異議申立人に通知した。
  - (1) 開示をしない部分
    - 予定価格書のうち以下の部分
      - ア 作成者印欄に押印された「職員の印影（ただし、一定の権限を有する職員の印影を除く。）」
      - イ 「最低制限価格」
  - (2) 開示をしない理由
    - (1)の ア 条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当
      - 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため
    - (1)の イ 条例第 6 条第 1 項第 6 号に該当
      - 契約等の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため
- 3 異議申立人は、平成 13 年 7 月 17 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 36 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

- 4 実施機関は、平成13年7月26日、条例第11条の規定に基づき、山形県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 異議申立て後の実施機関による変更決定

実施機関は、平成13年11月21日、本件処分で不開示とした部分のうち、「職員の印影」を開示することに変更する旨の決定（以下「変更決定」という。）を行い、平成13年11月21日付け総第408号公文書一部開示変更決定通知書により、同日、異議申立人に通知した。一定の権限を有する職員の印影については、本来開示すべきところを誤って不開示としたためである。

なお、当該変更決定により、開示をしない部分は「最低制限価格」のみとなっている。

### 第4 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 国は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）を受けて、平成13年3月9日、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）を閣議決定し、その中で、最低制限価格を定めた場合にはこれを公表することとしている。
- (2) 同種事案についての大阪地裁平成10年3月12日判決及び津地裁平成10年6月11日判決においては、事後公開された最低制限価格等を基に将来の同種の工事の最低制限価格等を事前に予測しようとしても、工事内容の差異、施工技術の進歩、経済情勢の変化等があり、予測には一定の限界があること、事後公開により入札制度が公正適切に機能しているか検証できることとなり、このような検証が定着することによって、結果的に不正な談合を事前に抑止する効果等も期待できることから、最低制限価格等を開示しても、入札等の公正又は適正な執行に著しい支障は生じないとしている。
- (3) 最低制限価格は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を防止する観点から、業者の採算性を考慮し設定されるものである。これを上回る価格であれば、これらの問題を回避できるのであるから、業者が最低制限価格を事前に知り、その直近の価格で入札したとしても、実施機関が主張するような支障が生じるおそれはない。また、現在、山形県は、

予定価格を事前公表し、入札に際して、積算根拠の提出を求めているのであるから、最低制限価格直近での安易な入札は防止されるものである。

- (4) 最低制限価格を事後にも公表しないことは、入札価格の高止まりと談合を助長する結果を招来するおそれが高い。適正な入札のためには、これを公表する必要がある。

## 第5 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- 1 最低制限価格は、予定価格に一定の率を乗じて算出している。最低制限価格を開示した場合、予定価格と照合することにより、一定の率を容易に推測できることとなる。

この結果、以後の工事の入札において、現在事前公表している予定価格に当該一定の率を乗じることにより最低制限価格を正確に知ることが可能となる。

- 2 本来、入札参加者は、入札に参加するに当たり、工事に必要な資材、機材、労働力、施工体制その他工事に必要な一切の事項について、採算性、工事の安全性、下請体制等を踏まえて積算し、入札価格を決定するものである。

しかしながら、最低制限価格を事前に知ることが可能となった場合、入札参加者が落札することのみを目的として、積算する労力や経費を省き、採算を十分に考慮することなく最低制限価格直近の価格で入札することが考えられる。このような安易な入札を行った場合、落札者は、現実に落札した後に採算性等を考慮することとなり、結果的に規格外の粗悪な材料の使用や手抜き工事、施工安全体制の軽視や不当に安価な賃金での日雇労働者の雇用、下請業者へのしわ寄せなどの事態を生じ、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがある。

また、業者間の経営内容、積算能力、コスト縮減努力等の差が入札に反映されないこととなり、入札制度の前提である適正な競争が損なわれる危険が生じる。

- 3 このように、最低制限価格は、開示をすることにより、県の行う入札事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものであり、条例第6条第1項第6号に該当する。

## 第6 審査会の判断

- 1 予定価格書について

予定価格書は、発注者が工事の入札に先立って作成する書面であり、所属年度、工事名、施工場所、工事価格、入札書比較価格、入札に付する価格、予定価格及び最低制限価格が記載されている。

また、予定価格書には作成者印欄と設定者印欄があり、作成者印欄には所属年度、工事名、施工場所、工事価格、入札に付する価格を記入した職員が、設

定者印欄には入札書比較価格、予定価格、最低制限価格を記入した職員（山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）により、設計金額に応じて予定価格設定の専決権を与えられている者）が、それぞれ押印している。

## 2 審査会が判断する範囲について

本件処分で不開示とされた部分のうち、変更決定により開示された部分については、現時点においては異議申立人の権利は既に救済されていると認められる。このため、審査会としては、変更決定後もなお不開示とされた部分について以下判断する。

## 3 最低制限価格の条例第6条第1項第6号該当性について

### (1) 条例第6条第1項第6号について

条例第6条第1項第6号は、「監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、公営企業の経営その他の県の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示をしてはならないと規定している。

これは、県の事務・事業の適正な実施を確保する観点から、これに支障を及ぼすおそれがある情報については不開示とする趣旨で規定されたものである。

### (2) 最低制限価格について

最低制限価格は、入札により工事の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とすることができるものとして、発注者があらかじめ定める価格である。

### (3) 条例第6条第1項第6号該当性について

一般的には、最低制限価格は、予定価格を基準として一定の範囲内で裁量的に設定されたり、予定価格の積算内訳を一定の計算式に当てはめて計算し設定されたりするものであること、地方公共団体が行う工事は、種々のものがあるうえ、同種の工事であっても、各工事の構造、仕様、材質、時期的・地理的条件等の個別特殊性があるものであることから、最低制限価格を事後に開示したからといって、過去の最低制限価格を基に今後の工事の入札の最低制限価格を類推することには一定の限界があるといえる。

そして、最低制限価格の類推に限界があるとすれば、実施機関の主張に取り上げられているような弊害が生じるとまでは考えられず、また、最低制限価格を事後公表している自治体が増加していること、及び入札制度の透明性の確保が求められている近時の状況に鑑みれば、開示が相当と考えられる。

しかしながら、山形県においては、最低制限価格は予定価格に一定の率を乗じ算出した額を設定する方法を採っており、これを事後に開示した場合、乗じる一定の率が明らかとなり、今後の入札において事前に公表される予定価格

(平成13年4月1日以降執行の入札について予定価格の事前公表を実施。)にこれに乗じることによって、最低制限価格を事前に正確に知ることが可能になるという事情が認められる。

最低制限価格の設定方法の当否について当審査会は意見を述べる立場にはないが、このような事情を前提とするならば、実施機関が主張するような、この最低制限価格を知った入札参加者が、落札することのみを目的として、十分な積算を行わず、あるいは一応の積算を行った上で経費削減が可能であるかどうか等の検討を行わず、最低制限価格直近の価格で入札を行い、その結果、粗悪な材料の使用や手抜き工事、下請業者へのしわ寄せ等が行われたり、業者間の経営内容、積算能力、コスト縮減努力の差が入札に反映されず、入札制度の前提である適正な競争が損なわれる等、今後の入札事務の適正な執行に支障を生じるおそれがあると認めざるを得ない。

したがって、最低制限価格は、条例第6条第1項第6号に該当する。

#### 4 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第7 その他審査会の意見

本答申において、不開示が妥当との判断をしたのは、言うまでもなく、本件事案について個別、具体的に、条文の文理及び趣旨に従って検討した結果である。

しかしながら、最低制限価格については、閣議決定された適正化指針においても公表することとされており、入札の透明性の確保のためいずれは公表されるべき情報であると考えられる。

山形県においては、入札及び契約に関する透明性を高め、公正な競争を促進し、不正行為を排除すること等を目的として、入札・契約制度の見直しを検討した結果、平成13年4月から予定価格の事前公表、低入札価格調査制度の拡大等を実施し、平成13年度においても、引き続き検討を行っている。

この際、最低制限価格の公表についても検討されたが、予定価格の事前公表と併せてこれを実施した場合、前述のとおり支障が生じるおそれがあるとして継続検討課題とされたところである。

当審査会としては、前述したとおり、予定価格に一定の率を乗じて算出する最低制限価格の設定方法の当否について意見を述べる立場にはないが、この設定方法を変更することで、最低制限価格を開示することによる支障がなくなることにもまた事実であり、県民の県政に対する理解と信頼を深めるといふ条例の目的の観点からも、実施機関が現在進めている入札制度の改善の検討においてよりよい方策を見出し、開示に向けて努力することを望むものである。

第 8 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

## 別紙 2

## 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成13年 7 月26日	実施機関から諮問を受けた。
平成13年 8 月23日	実施機関から公文書一部開示決定に係る理由説明書を受理した。
平成13年 9 月20日	異議申立人から意見書を受理した。
平成13年 9 月26日 ( 第13回審査会 )	事案の審議を行った。
平成13年11月 1 日 ( 第14回審査会 )	異議申立人側から意見を聴取した。 実施機関側から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成13年11月29日 ( 第15回審査会 )	事案の審議を行った。
平成14年 1 月31日 ( 第16回審査会 )	事案の審議を行った。
平成13年 2 月14日 ( 第17回審査会 )	事案の審議を行った。

山形県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
水 上 進	弁護士	会長
小 泉 良 幸	山形大学人文学部助教授	会長職務代理者
伊 藤 トキエ	社会福祉法人中山福社会理事長	
小 嶋 喜市郎	株式会社小嶋総本店代表取締役社長	
佐 山 雅 映	医療法人佐山クリニック理事長	

(平成13年3月18日現在)